

令和3年4月から

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
居室の形態		個室	個室	個室	個室	個室	
基本的に係る費用	・サービス利用料金 (単位)	596	665	737	806	874	
	・サービス提供体制強化加算 I (単位) 注1			22			
	・夜勤職員配置加算 (単位)			13			
	・介護職員処遇改善加算 (単位) 注2	52	58	64	70	75	
	・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3	17	19	21	23	25	
	合計単位	700	777	857	934	1009	
	上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.17円) : (円)	1割負担額	711	790	871	949	1,026
		2割負担額	1,423	1,580	1,743	1,899	2,052
		3割負担額	2,135	2,370	2,614	2,849	3,078
	・居室に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)			個室 1,171		
		・第3段階			個室 820		
		・第2段階			個室 420		
		・第1段階			個室 320		
	・食費に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)			1,392		
・第3段階				650			
・第2段階				390			
・第1段階				300			
・1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室	
	・第4段階 (標準)	3,274	3,353	3,434	3,512	3,589	
	・第4段階 (2割負担)	3,986	4,143	4,306	4,462	4,615	
	・第4段階 (3割負担)	4,698	4,933	5,177	5,412	5,641	
	・第3段階	2,181	2,260	2,341	2,419	2,496	
	・第2段階	1,521	1,600	1,681	1,759	1,836	
・第1段階	1,331	1,410	1,491	1,569	1,646		
該に係る費用合	・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。		8			
	・送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居室と事業所間の送迎を行ったとき。		184			
	※緊急短期入所受入加算 (単位)	居室の介護支援専門員が必要と認められたものに対し、居室サービス計画にない短期入所介護を緊急に行ったとき。		90			
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1 個室	要介護 2 個室	要介護 3 個室	要介護 4 個室	要介護 5 個室	
自己負担額 (円)	介護保険で利用できる最大日数 (日)	27	29	30	30	30	
	・第4段階 (標準)	113,543	107,039	103,034	105,371	107,673	
	・第4段階 (2割負担)	133,214	130,029	129,178	133,852	138,457	
	・第4段階 (3割負担)	152,885	153,019	155,322	162,333	169,240	
	・第3段階	80,753	74,249	70,244	72,581	74,883	
	・第2段階	60,953	54,449	50,444	52,781	55,083	
・第1段階	55,253	48,749	44,744	47,081	49,383		
理美容サービス (実費) の価格表 (円 : 税込み)		調髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め (調髪込み)	パーマ (調髪込み)	
		1,500	1,800	500	3,800	4,200	

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位に)

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000 (8.3%) を乗じます。

注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000 (2.7%) を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。

ご利用者の介護度		要支援 1	要支援 2			
居室の形態		個室	個室			
基本的に 係る費用	・ サービス利用料金 (単位)	446	555			
	・ サービス提供体制強化加算 I (単位) 注1	22				
	・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注2	39	48			
	・ 介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3	13	16			
	合計単位	520	641			
	上記、合計単位を自己負担額に 換算(1単位は10.17円)：(円)	1割負担額	528	651		
		2割負担額	1,057	1,303		
		3割負担額	1,586	1,955		
	・ 居室に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)	個室 1,171			
		・ 第3段階	個室 820			
		・ 第2段階	個室 420			
		・ 第1段階	個室 320			
	・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)	1,392			
		・ 第3段階	650			
・ 第2段階		390				
・ 第1段階		300				
・ 1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室			
	・ 第4段階 (標準)	3,091	3,214			
	・ 第4段階 (2割負担)	3,620	3,866			
	・ 第4段階 (3割負担)	4,149	4,518			
	・ 第3段階	1,998	2,121			
	・ 第2段階	1,338	1,461			
	・ 第1段階	1,148	1,271			
・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。	8				
・ 送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居室と事業所間の送迎を行ったとき。	184				
理美容サービス (実費) の価格表 (円：税込み)		調髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め (調髪込み)	パーマ (調髪込み)
		1,500	1,800	500	3,800	4,200

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が異なります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。)

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000 (8.3%) を乗じます。

注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000 (2.7%) を乗じます。

- ※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
- ※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
- ※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。